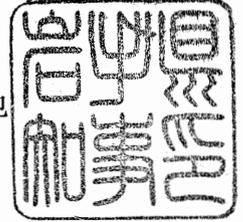


水振第 681 号
令和 8 年 2 月 20 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亘理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



岩手県資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定により、標記方針を変更したい
ので、同条第 10 項で準用する同条第 4 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 鈴木
Tel：019-629-5815
Fax：019-629-5824
E-mail：hiro-suzu@pref.iwate.jp

新旧対照表

変更前	変更後 (案)
<p>岩手県資源管理方針</p> <p>令和2年12月1日 公表 令和3年3月3日 公表 令和3年6月25日 公表 令和3年7月28日 公表 令和5年1月17日 公表 令和5年5月22日 公表 令和6年6月24日 公表 令和6年12月24日 公表 令和7年3月24日 公表</p> <p>第1～5 [略]</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等に関する法第52条第1項、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらにより収集した情報を農林水産大臣及び知</p>	<p>岩手県資源管理方針</p> <p>令和2年12月1日 公表 令和3年3月3日 公表 令和3年6月25日 公表 令和3年7月28日 公表 令和5年1月17日 公表 令和5年5月22日 公表 令和6年6月24日 公表 令和6年12月24日 公表 令和7年3月24日 公表 <u>令和8年4月1日 公表</u></p> <p>第1～5 [略]</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による資源管理の状況等のものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大</p>

事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) [略]

2～4 [略]

第7～8 [略]

附 則 [略]

(別紙1-1) [略]

(別紙1-2)

第1 [略]

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県まいわし漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

① [略]

② 県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) [略]

2～4 [略]

第7～8 [略]

附 則 [略]

(別紙1-1) [略]

(別紙1-2)

第1 [略]

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県まいわし漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

① [略]

② 県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

第3～5 [略]

(別紙1-3)

第1 [略]

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県さんま漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

① [略]

② 県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがない) ったと認めるときは、この限りではない。

陸揚げした日から3日以内

第3～5 [略]

第3～5 [略]

(別紙1-3)

第1 [略]

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県さんま漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

① [略]

② 県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがない) ったと認めるときは、この限りではない。

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日~~は~~算入しない。)

第3～5 [略]

(別紙 1 - 4)

第 1 [略]

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがない) かつ認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 ~ 4 [略]

(別紙 1 - 4)

第 1 [略]

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

第 3 ~ 4 [略]

(別紙1-5)

第1 [略]

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県くろまぐろ (小型魚) 漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

① [略]

② 県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがない) ったと認めるときは、この限りではない。

陸揚げした日から3日以内

第3～4 [略]

(別紙1-5)

第1 [略]

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県くろまぐろ (小型魚) 漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

① [略]

② 県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがない) ったと認めるときは、この限りではない。

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日~~は~~算入しない。)

第3～4 [略]

(別紙 1 - 6)

第 1 [略]

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県するめいか漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

(別紙 1 - 6)

第 1 [略]

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県するめいか漁業

(1) [略]

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②) に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を岩手県するめいか漁業に配分する。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 本県に配分された漁獲可能量のうち、95% (1 キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1 キログラムに切上げ) を岩手県するめいか漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1 1 の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし

第5 その他の資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告
別記のとおり。

(別紙1-7) [略]

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
岩手県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	300日 (1ヶ統あたり県平均年間操業日数)
いか釣漁業	232隻 (許可隻数)

第5 その他の資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙1-7) [略]

<p>(別紙1-8)</p> <p>第1 [略]</p>	<p>(別紙1-8)</p> <p>第1 [略]</p>
<p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法</p> <p>1 岩手県まさは及びごまさは漁業</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① [略]</p> <p>② 県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがない)と認めるときは、この限りではない。</p> <p>陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)</p>	<p>第3～5 [略]</p>
<p>(別紙1-9～11) [略]</p>	<p>(別紙1-9～11) [略]</p>
<p>(別記) [略]</p>	<p>(別記) [略]</p>
<p>(別紙2-1～11) [略]</p>	<p>(別紙2-1～11) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

岩手県資源管理方針（案：抜粋版）

令和2年12月1日	公表
令和3年3月3日	公表
令和3年6月25日	公表
令和3年7月28日	公表
令和5年1月17日	公表
令和5年5月22日	公表
令和6年6月24日	公表
令和6年12月24日	公表
令和7年3月24日	公表
<u>令和8年4月1日</u>	<u>公表</u>

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和元年の水揚量約10万3千トン、水揚金額約150億円であり、全国的には上位に位置しているものの、東日本大震災以前の平成20年～22年の3年平均と比較すると、水揚量、水揚金額はそれぞれ58%、64%に止まっている。

また、漁業就業者数は、約6.3千人（平成30年）であり、沿岸地域の多くでは、水産業は中核的で重要な産業であり、今後も水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的かつ合理的な利用を確保していく必要がある。

2 県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。

このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源

ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、特定水産資源の多くが定置漁業で採捕されている本県の漁業特性を踏まえ、漁獲量の総量による管理を基本とするが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最善の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの強化を図りつつ、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁に対する指導

知事は遊漁者に対し、資源管理基本方針及び岩手県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

4 その他

本方針に記載していない自主的資源管理措置についても、従前どおり取組を継続するとともに、必要に応じて対象魚種の拡大や新たな管理措置の導入を検討していくものとする。

また、関係漁業者及び漁業協同組合に対し、漁獲量の制限のほか、水産資源の保護、培養に向け、種苗放流や藻場及び干潟の保全活動などにも積極的に取り組むよう指導していく。

第7 岩手県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 えぞあわび太平洋北部のうち岩手県周辺海域」から「別紙2-11 あいなめ太平洋北部

のうち岩手県周辺海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。
（岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の廃止）
- 2 岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、廃止する。
（岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の規定は、改正法附則第 28 条の規定により改正法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②に記載の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下「行政機関の休日」という。) は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 本県に配分された漁獲可能量のうち、95% (1 キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1 キログラムに切上げ) を岩手県まいわし漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1 の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 その他の資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

- 2 助言、指導又は勧告
別記のとおり。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②に記載の対象とする漁業がさんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 本県に配分された漁獲可能量のうち、95% (1 キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1 キログラムに切上げ) を岩手県さんま漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1 の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし

第 5 その他の資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別記のとおり。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が営む法第60条第3項に定める定置漁業及び第5項第2号に基づく小型定置漁業、法121条第1項の規定による広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業、その他岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 本県に配分された漁獲可能量のうち、95%(1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ)を岩手県くろまぐろ(大型魚)漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるとを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別記のとおり。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県くろまぐろ (小型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が営む法第 60 条第 3 項に定める定置漁業及び第 5 項第 2 号に基づく小型定置漁業、その他岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 本県に配分された漁獲可能量のうち、95% (1 キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1 キログラムに切上げ) を岩手県くろまぐろ (小型魚) 漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1 の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別記のとおり。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②に記載の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 本県に配分された漁獲可能量のうち、95% (1 キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1 キログラムに切上げ) を岩手県するめいか漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1 の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 その他の資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別記のとおり。

(別紙 1 - 7) 略

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②に記載の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 本県に配分された漁獲可能量のうち、95%(1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ)を岩手県まさば及びごまさば漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他の資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別記のとおり。

(別紙1-9~11)、(別記)、(別紙2-1~11)略